

『宝慶記』における「仏法の総府」について

岩 永 正 晴

はじめに

『如浄録』によれば、天童如浄禪師（一一六二～一二三七）は末期に到ってはじめて本師足菴智鑑和尚（一一〇五～一一九二）のために嗣承香を焚き、その師承を明らかにしたという¹⁾。また『宝慶記』によれば、如浄禪師は禪宗という呼称を妄称とし、「如浄則仏法総府也（如浄は則ち仏法の総府なり）」と宣説したという。禪宗や曹洞宗という宗派に縛られない如浄禪師の家風が、道元禪師（一一〇〇～一二五三）の正伝の仏法の淵源であることは言うまでもなからう。

「仏法の総府」との表現はさほど一般的なものではなく、『宝慶記』の他に、管見の限りでは明庵栄西（一一四一～一二一五）が『興禪護国論』で用いている。本稿では、『興禪護国論』における用例と対比しながら、『宝慶記』という文献が示す「仏法の総府」なる語について考察する。

一、『興禪護国論』における「仏法の総府」の用例

栄西撰『興禪護国論』「世人決疑門第三」には、以下の一節がある。なお引用は訓読文も含め柳田聖山氏の手になる『中世禅家の思想 日本思想大系16』所収本に拠る。³⁾同書の底本は寛文六年（一六六六）の開板本である。

問曰、或人云、禪者諸宗通用法也。何建立別宗耶。答。以通用法立別称。又以一法為兩分。其例不一矣。所謂律儀者、雖為通用法、而今立律宗乎。比丘戒者、雖無別途、而五天分五部也。三藏雖一途法、而分十八部。中論直談一実諦。而為三論天台二宗之依憑也。真言偏秘密乘、而東寺天台兩門。何況禪宗諸教極理、仏法摠府。別立一宗、無

妨敷。因茲伝教大師内証仏法相承血脉譜云、叙曰、譜図之興、其来久矣。夫仏法〔之〕源、出於中天、過於大唐、流於日本。天竺付法、已有経伝、震旦相承、亦造血脉。我叡山伝法、未有師師譜。証〔謹〕纂三国之相承、以示一家之後葉云爾。達磨大師付法相承師師血脉一首、天台法華宗相承師師血脉一首、胎藏金剛両曼荼羅相承師師血脉一首〔文〕。智証大師教相同異云、問、相伝云、仏弟子有三類、謂禪師律師法師也。今諸宗中、以何宗為何師。答、禪宗天台宗真言宗、悉為禪師也。自余諸宗、皆為法師也。然此三類師、見昉法師十輪経略疏者也。問、彼禪宗為何家〔宗〕。答、禪宗、金剛般若経維摩経為所依。即心是仏為宗、心無所著為業、諸法空為義。始自仏世衣鉢授受、師資相承、更無異途。具出伝記者也。問此宗誰將來耶。答山上先先入唐求法大師等、親承此道而帰朝也〔文〕。

*

問うて曰く、「或る人の云く、禪は諸宗通用の法なり。何ぞ別宗を建立するや」。

答ふ、「通用の法を以て別称を立す。また、一法をもつて両分と為す。その例は一ならず。いはゆる律儀は通用の法とすといへども、しかも今、律宗を立するか。比丘戒は別途無しといへども、しかも五天に五部を分つ。三蔵は一途の法なりといへども、しかも十八部を分つ。中論は直に一実諦を談ずれども、しかも三論・天台二宗の依憑と為る。真言はひとへに秘密乗なれども、しかも東寺・天台の両門あり。何に況んや禪宗は諸教の極理、仏法の摠府なるをや。別に一宗を立すること、妨げ無からんか。これによつて、伝教大師の内証仏法相承血脉譜に云く、叙して曰く、譜図の興るや、その来ること久し。それ仏法の源は中天より出で、大唐を過ぎ日本に流ふ。天竺の付法はすでに経伝有り、震旦の相承もまた血脉を造る。我が叡山の伝法はいまだ師師の譜有らず。謹んで三国の相承を纂めて、もつて一家の後葉に示すと、爾いふ。

達磨大師付法相承師師血脉一首

天台法華宗相承師師血脉一首

胎藏・金剛両曼荼羅相承師師血脉一首〔文〕

智証大師の教相同異に云く、

問ふ、相伝に云く、仏弟子に三類有り、謂く、禪師・律師・法師なり。今、諸宗のうち、何れの宗をもつて何れの師とするや。

答ふ、禪宗・天台宗・真言宗を、悉く禪師とす。自余の諸宗はみな法師とするなり。然してこの三類の師は、ほうし法師の十輪経略疏に見ゆるものなり。

問ふ、彼の禪宗は為はたこれ何れの宗ぞ。

答、禪宗は、金剛般若経・維摩経を所依とす。即心是仏を宗とし、心に所著無きを業とし、諸法空を義とす。始めて仏世に衣鉢授受しより、師資相承して、更に異途無し。具つぶさに伝記に出づるものなり。

問ふ、この宗は誰れか将来する。

答ふ、山上の先せん先、入唐求法にちやうくほうの大師ら、親しくこの道を承けて帰朝すへ文。

さてこの一節では、諸宗に共通する法であつても別置することに妨げはないことを示し、禪を以て禪宗として別置する理由が述べられる。例えば、戒律は通用の法であるが、律宗が別置されるし、そもそもインドでは五部に分かれた。インドにおいて三蔵の伝承はひとつであるが十八の部派が成立した。龍樹の『中論』の立場を所依として中国では三論宗と天台宗が立てられた。密教の立場は我が国において真言宗の東密と天台宗の台密にて伝承されている。以上のような先例が挙げられた上で、ましてや「禪宗は諸教の極理、仏法の摠府」であるから、別に一宗を立てることは至当であるという主張が行われる。

この主張のひとつめの証として、『内証仏法相承血脈譜』に示される相承が例示される。

『伝教大師全集巻一』所収の『内証仏法相承血脈譜』（一九九頁）は、

達磨大師付法相承師師血脈譜一首

天台法華宗相承師師血脈譜一首

天台円教菩薩戒相承師師血脈譜一首

胎藏金剛兩曼荼羅相承師師血脈譜一首

雜曼荼羅相承師師血脈譜一首

以上の五首を挙げる。『大正新脩大藏経 第七十四卷』所収の『興禪護国論』は高峰東峻校訂の安永七年（一七七八）開板本を底本とする。同書によれば、『内証仏法相承血脈譜』が挙げる相承の譜として、

達磨大師付法相承師師血脈一首

天台法華宗相承師師血脈一首

天台円教菩薩戒相承師師血脈一首

胎藏金剛兩曼荼羅相承師師血脈一首

以上四首を挙げる。これは高峰が『血脈譜』に拠って校訂し、寛文六年刊本『興禪護国論』に欠く「天台円教菩薩戒相承師師血脈一首」を加えたと思しい。

二、『諸家教相同異集』における「禪師」

『興禪護国論』はこの主張のふたつめの証として、円珍（智証大師、八一四～八九二）撰とされる『諸家教相同異集』の一節を挙げる。同書の該当部分を以下に掲げておく。寛文六年刊『興禪護国論』と寛文二年刊本『諸家教相同異集』の該当箇所を対照すると文字の異同が見られ、対照すると以下の通りである。

<p>『諸家教相同異集』</p> <p>問。相伝之仏弟子徒黨雖多、不出三類。謂禪師律師法師是也。今諸宗中以何教為禪師耶。</p> <p>答。自以禪門宗天台宗真言宗等為禪師也。自以律宗為律師也。自尔諸宗皆為法師也云云。然此三類師見<small>ミ</small>助法師十輪<small>シ</small>經疏者也。</p> <p>問。彼禪門宗為何宗。</p> <p>答。自有宗非八宗抄也。</p> <p>問。其宗教相何。</p> <p>答。未見立教相旨。唯以金剛般若維摩經而為所依。以即</p>	<p>『興禪護国論』</p> <p>智証大師教相同異云、問、相伝云、仏弟子有三類、謂禪師律師法師也。今諸宗中、以何宗為何師。</p> <p>答、禪宗天台宗真言宗、悉為禪師也。自余諸宗、皆為法師也。然此三類師見助法師十輪經略疏者也。</p> <p>問、彼禪宗為何家（宗）。</p> <p>答、禪宗、金剛般若經維摩經為所依。即心是仏為宗、心</p>
--	--

心是仏而為宗。以心無所著而為菩提。法雲而為義。始自
仏世衣鉢授決師資相承、更無異途。具出伝記者也。
問。此宗誰將來耶。答。山上先云入唐求法大師等親承此
道而帰朝也。

無所著為業、諸法空為義。始自仏世衣鉢授受師資相承、
更無異途。具出伝記者也。
問。此宗誰將來耶。答。山上先入唐求法大師等親承此
道而帰朝也（文）。

今、寛文二年刊『諸家教相同異集』の該当箇所を掲げ、訓読すると以下の通りである。

問。相伝之仏弟子徒黨雖多、不出三類。謂禪師律師法師是也。今諸宗中以何教為禪師耶。

答。自以禪門宗天台宗真言宗等為禪師也。自以律宗為律師也。自尔諸宗皆為法師也云云。然此三類師見ほう法師十輪
經疏者也。

問。彼禪門宗為何宗。

答。自有宗非八宗抄也。

問。其宗教相何。

答。未見立教相旨。唯以金剛般若維摩經而為所依。以即心是仏

而為宗。以心無所著而為菩提。法雲而為義。始自仏世衣鉢授決師資相承、更無異途。具出伝記者也。

問。此宗誰將來耶。

答。山上先云入唐求法大師等親承此道而帰朝也。

*

問う。相伝するの仏弟子徒黨多しと雖も、三類を出でず。謂く禪師・律師・法師、是なり。今諸宗の中に何れの教
を以て禪師とするや。

答う。自ら禪門宗・天台宗・真言宗等を以て禪師とするなり。自ら律宗を以て律師となすなり。それより諸宗はみ
な法師とするなりと云云。然るにこの三類の師は、ほう法師の『十輪經疏』に見えたる者なり。

問う。彼の禪門宗は何れの宗とするや。

答う。自ら宗有りて八宗の抄にあらず。

問う。その宗の教相何ん。

答う。未だ教相を立つるの旨を見ず。ただ金剛般若・維摩経を以て所依とし、即心是仏を以て宗とし、心に所著無きを菩提とし、法雲をもて義とし、始め仏世に衣鉢授決してより師資相承して、更に異途なし。具さには伝記に出づる者なり。

問う。この宗、誰か将来せる。

答う。山上先云の入唐求法の大師等、親しくこの道を承けて帰朝せり。⁽⁴⁾

以上の四問答が『興禪護国論』に引用されている。これらの問答は以下のことを示していよう。

一、「八宗（南都六宗、北京二宗）の」相伝を受けた仏弟子は多いが、禪師・律師・法師の三種以外にはなく、禪門宗（禪宗）と天台宗と真言宗（密教）の教えを受けるものが禪師、律宗を受ける者が律師、それ以外の諸宗を受ける者が法師であること。（なお「助法師の『十輪経疏』」については未詳。）

二、禪宗は独自の宗があつて八宗の抄ではないこと。

三、禪宗は教相（教相判釈、教理体系）を立てないが、禪宗は『金剛般若経』と『維摩経』を所依とし、「即心是仏」を宗とし、心に執われなきことを菩提とし、法雲を義とし（『興禪護国論』では「諸法空を義とす」）、仏の在世に伝法の証として衣鉢を受けて以来、師資相承されて紛れがないことは、詳しく史書に見えるということ。

四、これらの宗は比叡山の入唐した大師等が直接に将来したこと。天台宗、真言宗（台密）、律宗、禪宗の四宗兼学を旨とする比叡山の仏教にはそれぞれ直接の相承があることをいうのであろう。

三、『興禪護国論』における「仏法の総府」の認識

これを踏まえ今一度、寛文六年刊『興禪護国論』の一節を見ると、最澄の『内証仏法相承血脈譜』に拠りながら「達磨大師付法相承師師血脈譜一首」（禪宗の系譜）、「天台法華宗相承師師血脈譜一首」（天台宗の系譜）、「胎藏金剛両曼荼羅相承師師血脈譜一首」（密教の系譜）を掲げ、かつ「雑曼荼羅相承師師血脈譜一首」と「天台円教菩薩戒相承師師血脈

譜一首（菩薩戒の系譜）を示していなかった。これは叡山に禪宗・天台宗・密教という三種の「禪師」の伝統が相承されていることを強調するものであろうかと思われる。『諸家教相同異集』の問答から「自以律宗為律師也」の句を削除していることもこれに関係しよう。

この叡山の伝統を踏まえ、三種の「禪師」の立場のうち、「自ら宗有りて八宗の抄にあら」ざる禪宗を別に建立するにとに不都合がないとして、「何に況んや禪宗は諸教の極理、仏法の摠府なるをや。別に一宗を立ずること、妨げ無からんか。」と主張するのであろう。「即心是仏を宗とし、心に所著無きを業とし、諸法空を義とす」る点が「禪宗は諸教の極理」である所以とし、「教相」（他宗を排除する独自の教理体系）をもたない禪宗が「仏法の総府」（仏の教えをすべて収める庫）たり得るというのではないか。

四、『宝慶記』における「仏法の総府」

道元禪師は十四歳から十八歳まで叡山で修行した後、建仁寺に投じ榮西の弟子明全（一一八四～一二二五）に参じた。よって、仏弟子は禪師、法師、律師の三種に分けられること、叡山には禪門宗（禪宗）、天台宗、真言宗（台密）という並び立つ三種の「禪師」の立場が相承されていること、禪宗は叡山においては八宗（南都六宗、北京二宗）からの抄出ではなく独自の宗を有しているとされてきたこと、建仁寺榮西の立場は、禪は諸宗共通の法ではあっても、特定の所依経論をもたず教相（独自の教理体系）をもたない禪宗こそを仏法の総府として別置せんとするものであったことを、道元禪師は知っておられたのではあるまいか。

このことを前提として、『宝慶記』において如浄禪師の発言として記録される「仏法の総府」との語を引き出した問いを確認する。そこからは、『宝慶記』のどのような認識が読み取られるであろうか。

まず『道元禪師全集第七卷』（平成二年、春秋社）所収『宝慶記』において十四段とされる一節から確認する。

如浄禪師のもとで学びはじめた道元禪師は、如浄禪師の教えを禪宗と位置づけることに疑問を持ち、
拜問。仏仏祖祖之大道、不可拘一隅。何強称禪宗耶。

*

拝問す。仏々祖々の大道は、一隅に拘わるべからず。何ぞ強に禪宗と称するや。

との問う。これに対し如浄禪師は、

不可以仏祖大道猥称禪宗也。今称禪宗、頗是澆運之妄称也。

*

仏祖の大道を猥りに禪宗と称すべからず。今、禪宗と称するは、すこぶるこれ澆運の妄称なり。

と答える。さらに覚範慧洪撰『林間録』の看説を従憑した後、

大凡世尊大法、単伝摩訶迦葉、嫡嫡相承廿八世、東土五伝而至曹溪、乃至今日、如浄則仏法總府也。大千沙界更無可齊肩也。而今、講得三五本經論、以肩各各之家風之徒、乃仏祖之眷屬也。眷屬而有内外親疎之高低也。

*

おおよそ世尊の大法は、摩訶迦葉に単伝し、嫡々相承すること二十八世、東土に五伝して曹溪に至り、なし今日、如浄は則ち仏法の總府なり。大千沙界に、さらに肩を齊しうすべきものなし。而今、三・五本の經論を講じ得て、以て各々の家風を肩う徒は、乃ち仏祖の眷屬なり。眷屬なれども、しかも内外親疎の高低あるなり。

とも答える。如浄禪師の認識についてはしばらく置く。釈尊の大法は摩訶迦葉から如浄禪師に到るまで仏祖によつて単伝されたのだとする如浄禪師の答話により、道元禪師が我が国において学び得たかとおも思われる認識、すなわち仏弟子は禪師・律師・法師という三類に分けられるという認識は打破され、禪師（禪宗・天台宗・真言宗）、律師（律宗）、法師（俱舍宗・法相宗・成実宗・三論宗・華嚴宗）等の祖師は仏祖の眷屬に過ぎないという新たな認識を獲得されたことを、この問答は示しているのではなからうか。

次には道元禪師ご自身が如浄禪師に宛てた書状において「仏法之總府」の語を用いられる。

拝問。天下有四箇寺院、謂、禪院教院律院徒弟院。禪院者、仏祖之兒孫単伝高山之面壁而功夫。正法眼藏涅槃妙心、留在这裏。誠是如来之嫡嗣、仏祖之總府也。余者乃枝離也。更不可齊肩而対論歟。

*

拝問す。天下に四箇の寺院あり、いわく、禪院と教院と徒弟院となり。禪院は、仏祖の兒孫、高山の面壁を單伝して功夫す。正法眼藏涅槃妙心、留りて這裏に在り。誠にこれ如来の嫡嗣、仏祖の總府なり。余は乃ち枝離な

り。さらに肩を齊しうして対論すべからざるものか。⁽⁷⁾

道元禪師はかように問ひ、その際、仏祖の児孫は禪院に処するものとする。そして教院は「天台の教観」であるとするが、我が国では「禪師」の類とされた天台の僧が教院に処すものとして、興味深い。さらに智者大師智顛の優れたことを認めつつ、

慧聞禪師、雖依中觀論、唯披所造之論文、未遇能造之龍樹、亦未曾蒙龍樹之印可也。

*

慧聞禪師は『中觀論』に依るといへども、ただ所造の論文を披くのみにして、未だ能造の龍樹に遇わず、また、未だ曾て龍樹の印可を蒙らざるなり。⁽⁸⁾

と述べて、龍樹を含む師承をうける仏祖に比して、天台の師承が支派であることを述べる。まして現今の教院は、天台の一心三觀とは異なる『無量壽經』に拠る十六觀室を設けていることから、

明知、教院不可伝仏在世之寺儀。

*

明らかに知りぬ、教院は仏在世の寺儀を伝うべからずということ。⁽⁹⁾
と判ずる。

同様に、南山道宣にはじまる律院も、その根拠は「賢聖の親訓」に及ぶものではなく、
所以今称律院、堂舍殿屋、鱗次櫛連之結構、学者・行人多疑之矣。

*

所以に、今、律院と称する堂舍・殿屋の、鱗次櫛連する結構は、学者・行人、多くこれを疑えり。⁽¹⁰⁾
と述べて、律院が仏祖の古儀を伝えていないのではないかと言う。その上で、禪院こそ仏祖の所在たることに、如淨禪師からの証明を得ようとする。

釈迦牟尼仏法、乃七仏法也。自爾以降、二十八伝而至菩提達磨尊者。尊者親到震旦、正伝正法救済迷情、五伝而至曹谿。曹谿二神足青原南嶽之児孫、今称善知識、而代仏揚化。其所住之処僧伽藍、可為仏法之正嫡、更不可比論経律等之寺院者也。譬如国無二主者哉。

* 釈迦牟尼仏の法は、乃ち七仏法のなり。爾りしよりこのかた、二十八伝して菩提達磨尊者に至る。尊者親しく震旦に到り、正法を正伝して迷情を救済し、五伝して曹谿に至る。曹谿の二神足、青原と南嶽の児孫、今や善知識と称し、仏に代わつて化を揚ぐ。その所住のところの僧伽藍は、仏法の正嫡たるべく、さらに経律等の寺院を比べ論ずべからざるものなり。譬えば、国に二主なきがごときものか。¹¹

如浄禅師はこの見解を是認する。長文になるが如浄禅師の答話を挙げておく。

元子来書甚是、説得是也。往古未開教律禅院之閑名、今称三院者、便是末代之澆風也。王臣不知仏法、乱称教僧律僧禅僧等、寺院賜額之時、亦書律寺教寺禅寺等之字。如是展転、天下今見五輩之僧。所謂、律僧南山之遠孫也、教僧天台之遠孫也、輪伽僧不空等之遠孫也、徒弟僧師資未詳也、禅僧達磨児孫也。可憐、末代辺地見如是輩。西天雖有五部一仏法也。東地五僧如不一仏法也。国若有明王、不可有如是違乱。汝当知、今称禅院寺院図様儀式、皆是祖师之親訓、正嫡之直伝也。所以七仏之古儀、唯是禅院。称禅院者雖乱称、今所行之法儀、實是仏祖之正伝也。然乃吾寺者本府也。律教者枝離也。所以、仏祖是法王也。国主即位王於天下、一切皆属王也。

* 元子が来書、甚だ是なり、説き得て是なり。往古には未だ教と律と禅院との閑名を聞かず、今、三院と称するは、便ちこれ末代の澆風なり。王臣は仏法を知らざるをもて、乱りがわしく教僧・律僧・禅僧等と称し、寺院に額を賜う時もまた律寺・教寺・禅寺等の字を書す。かくのごとく展転して、天下に今、五輩に僧を見る。いわゆる律僧は南山の遠孫なり、教僧は天台の遠孫なり、輪伽僧は不空等の遠孫なり、徒弟僧は師資未詳なり、禅僧は達磨の児孫なりと。憐むべし、末代の辺地、かくのごときの輩を見ることを。西天に五部ありといえども一仏法なり。東地の五僧は一仏法にあらざるがごとし。国にもし明王あらば、かくのごときの違乱あるべからず。汝まさに知るべし、今、禅院と称する寺院の図様儀式は、みなこれ祖師の親訓、正嫡の直伝なり。所以に七仏の古儀は、ただこれ禅院のみなり。禅院と称するは乱称なりといえども、今、行う所の法儀は、實に是れ仏祖の正伝なり。然れば乃ち、吾が寺は本府なり。律と教とは枝離なり。所以に仏祖はこれ法王なり。国主即位して天下に王たらば、一切みな王に属すればなり。¹²

如浄禅師は道元禅師の意見を認め、七仏の古儀によるのは禅院のみであること、ただし禅院という呼称は正しくないことを言う。

そして、仏法を知らない王臣が、あやまって教僧・律僧・禅僧等と称し、律寺・教寺・禅寺等の寺号を与えていると述べるのは、我が国において仏弟子を法師・律師・禅師に三分類する考え方と一致している。国に聰明な王がいれば違乱はおこらず、その王が国主として即位すればすべては王に帰属するように、七仏の古儀を伝える「吾が寺」（如浄禅師が住する天童山）こそ本府であつて、他の律寺・教寺はこれに帰属すると述べる。

さらに如浄禅師が、南山の遠孫たる律僧、天台の遠孫たる教僧、不空等の遠孫たる瑜伽僧（密教僧）、師承が未詳の徒弟僧、および達磨の遠孫たる禅僧という五僧があるという誤解の存在を指摘しているのも興味深い。

我が国では天台の相承を受けた僧は「禅師」とされたことを、先に確認しておいたが、この段では道元禅師も如浄禅師もこれを「教僧」としている。道元禅師は如浄禅師の教えをうけ、認識が改まっていたということか。同じく我が国では真言の相承をうけた僧も「禅師」とされていたが、如浄禅師はこれを「瑜伽僧」（密教僧）として別立てする者があると指摘している点も、道元禅師には新鮮な指摘であつたやもしれぬ。

むすび

以上、道元禅師は鎌倉時代の比叡山出身者として建仁寺にて参学した、という歴史性を勘案して、『宝慶記』に見える「仏法の総府」との語を取り上げ考察してきた。新たな知見を得た訳ではないが、『宝慶記』において「仏法の総府」という語が用いられる場面は以下のようなものだとまとめておこう。

道元禅師は如浄禅師によつて、我が国の禅師・法師・律師、宋の禅僧・教僧・律僧そして瑜伽僧・徒弟僧という仏弟子の三分類ないし五分類の枠組みや、その枠組みに立脚した禅師や禅宗という立場を超越した、仏祖の立場へと導かれて従来の認識が改まつていく過程が示されている。

注

『宝慶記』における「仏法の総府」について（岩水）

- (1) 鏡島元隆氏校訂『天童如淨和尚録』（春秋社刊『天童如淨禪師の研究』、四〇四頁）
- (2) 鈴木格禪師校訂『宝慶記』（春秋社刊『道元禪師全集第七卷』、一六頁）。以下『宝慶記』は同書により出拠を示す。なお「仏法総府」という語については、如淨禪師の意図と道元禪師の認識に相違があるとして、吉津宜英博士が夙に注目されていた。「道元における「宗」について」（『宗学研究』第三六号、一九九四年）、「道元における「本」について」（『宗学研究』第三七号、一九九五年）、「道元の教主論について」（『宗学研究』第三八号、一九九六年）および「道元における「自己」について」（駒澤大学仏教経済研究）第四三号、二〇一四年）参照。吉津博士は「宗学」と「仏教学」との間に「禅学」を置く学問大系の構築を目指す途上でこの語に論及されたのであって、本稿は博士の学問大系全体について論ずるものではなく、博士の所論に異議申し立ても賛意の表明も行なうものでもない。また池田魯參氏は『宝慶記—道元の入宋求法ノート—」（平成元年、大東出版刊）に「『宝慶記』の研究」なる論文を掲げ、「(6) 仏法の総府」という一章を割いて如淨禪師の立場を論じている。なお、「仏法総府」は、「府」字が国家が文書や財物をおさめるための庫の意味であることから、「仏の教えをすべて収める庫」の意味にとっておく。すなわち面山瑞方述『宝慶記摘要集』が「帑藏称府財物之所聚也、今称總府者一切仏法悉聚仏正宗之謂也」と釈するのと同義に理解する。
- (3) 『中世禅家の思想 日本思想大系16』岩波書店刊、原文は一〇四頁、訓読文は二八頁。なお『興禅護国論』に「仏法の総府」の語が見えることは『禅の思想辞典』（二〇〇八年、東京書籍刊）の「仏法総府」項で指摘しておいた。
- (4) 駒澤大学図書館所蔵の寛文二年（一六六二）刊本（請求番号35915、九丁裏十丁表）。なお大正蔵七四、三一二頁下段に該当。
- (5) 『宝慶記』の成立については諸説ある。石井修道氏は「最後の道元—十二卷本『正法眼蔵』と『宝慶記』」の注記（『三七三—三七四頁』において、水野弥穂子氏「『宝慶記』」（道元の著作）春秋社刊、一九八〇年十一月刊）における「『宝慶記』は二〇数年間筐底に秘せられて入滅後に発見された日記・手控等の断簡ではなく、道元禪師が晩年に『正法眼蔵』の再治・新草のかたわら書き始められた入室参学の記録」とする説や、「筆者のいう『宝慶記』の晩

年の整理とは、手控の存在を前提とし、その中には筆談の控もあり、それらを草稿として、晩年に再治されたという意味である」という自説を紹介されている。近年では永井賢隆氏は平成二五年度学位論文「道元禪師の思想形成の研究―『宝慶記』を中心として―」（駒澤大学機関リポジトリにて公開）にて、寛元二年以降の起草とする見解を示される。また成立時期とは意味合いがことなるが、伊藤秀憲氏「『宝慶記』の問と答」（『鎌田茂雄博士還暦記念論集 中国の仏教と文化』大蔵出版刊、一九八八年二月）は宝慶二年七月二日から宝慶二年までの参師問法の記録とする。

筆者は『宝慶記』の成立時期に関する新たな知見を有しない。本稿では、現存する『宝慶記』の本文から、『宝慶記』において示される認識を読み取る際の歴史的文脈の一端を提示したいばかりである。

- (6) 前注2所掲『宝慶記』一六頁。
- (7) 前注2所掲『宝慶記』三〇頁。
- (8) 前注2所掲『宝慶記』三〇～三一頁。
- (9) 前注2所掲『宝慶記』三二頁。
- (10) 前注2所掲『宝慶記』三二頁。
- (11) 前注2所掲『宝慶記』三三頁。
- (12) 前注2所掲『宝慶記』三四～三六頁。